

令和 6 年第 2 回（3 月）大潟村議会定例会
大潟村生活産業常任委員会 会議記録

【 生活環境課・農業委員会・産業振興課 】

招集年月日	令和 6 年 3 月 8 日（金）		
招 集 場 所	役場 2 階 「特別会議室」		
開 会 日 時	令和 6 年 3 月 8 日（金） 9:00 ～ 14:25		
出席委員 （5 名）	委員長 菅原アキ子	副委員長 工藤 勝	委 員 齊藤 知視
	委 員 川渕 文雄	委 員 丹野 敏彦	
欠 席 委 員 （0 名）			
出席職員 （15 名）	【生活環境課】 課 長 近藤 比成 主 査 荒関 智彦 主 任 佐藤 洋平 主 任 平ノ内 亮 主 事 小野 舜 主 事 宍戸 朱希子 主 事 菅原 良真 【農業委員会】 事務局長 澤井 公子 【産業振興課】 課 長 石川 歳男 主 査 菅原 美子 主 任 薄田 穰 主 任 佐藤 真悟 主 任 宮田 征大 主 事 今野 智美 主 事 佐藤 文美		

付 託 事 件	議案第 16 号 令和5年度大潟村一般会計補正予算案
	議案第 22 号 令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案
	議案第 23 号 令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案
	陳情第 2 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
	陳情第 3 号 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情
	陳情第 4 号 「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画に関する陳情書
	要望第 1 号 要望書（大潟土地改良区）

発言者	発言要旨
菅原(ア)委員長	(開会 9:00) ただいまより、生活産業委員会を開会いたします。 ただいまの出席委員数は5名であり定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。 本委員会の会議録の作成については、当局にお願いいたします。 なお、会議録署名委員は、全委員にお願いいたしますので、会議録ができ次第、署名をお願いします。 審査に入る前に、当委員会に付託のあった議案を確認します。 議案第5号「大潟村簡易水道事業及び大潟村公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案」 議案第11号「村道路線の変更について」 議案第12号「工事請負変更契約の締結について」 議案第13号「工事請負変更契約の締結について」 議案第16号「令和5年度大潟村一般会計補正予算案」 議案第22号「令和5年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」 議案第23号「令和5年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」 陳情第2号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書」 陳情第3号「公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情」 陳情第4号「「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画に関する計画書」 要望第1号「要望書（大潟土地改良区）」 の以上11件です。 それでは当委員会に付託された議案について、審査に入ります。 審査の順番ですが、はじめに生活環境課部分の審査を行い、次に当局が入れ替わって産業振興課部分の審査を行いますので、よろしくお願いいたします。 それでは議案第5号「大潟村簡易水道事業及び大潟村公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案」について当局の説明を求めます。
平ノ内主任	【資料に基づき説明】

発言者	発言要旨
菅原(ア)委員長	ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
丹野委員	なぜこの時期に、管轄する省が変わったのか、もし当局で把握していたら教えてほしいです。
平ノ内主任	正式な情報として出ているかどうかはわかりかねますが、省庁が変わる理由としては、新型コロナウイルスが発生し、厚生労働省の業務が非常に膨らんできているということで、省庁間で業務を平準化する必要があるということです。既に下水の方は国土交通省の所管となっており、令和6年度から水道も、国土交通省で所管する形になります。水道施設整備等の所管は国土交通省、水質関連の所管は環境省ということで、厚生労働省から二つの省庁へと所管が変わったということになると思います。
丹野委員	説明を受けて納得できましたが、建物によって水質も若干変わるのではないかと思います。例えば、高度処理等に施設改修を行なった際に水質的に見て、少しおかしいのではないかなというようなことになれば、環境省がその建物に関して指導等を行う可能性があるのでしょうか。
平ノ内主任	建物に関しては、今のところそのような話はありませんし、この先もその可能性は低いと考えています。水道を供給する上で、基準項目が決まっておりますので、そちらの方がすぐに変わるということもございません。基準項目というのは水道の浄化後の項目です。それを検査して基準内であれば提供できるという形は、この後も変わりません。よって建物に関して、環境省が関わることは、今のところはないと思います。
菅原(ア)委員長	ほかにありませんか。 【なしの声】
菅原(ア)委員長	ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】

発言者	発言要旨
菅原(ア)委員長	ないようですので、討論を終結し、採決いたします。採決は、挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 5 号「大潟村簡易水道事業及び大潟村公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例案」について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
菅原(ア)委員長	全会一致であります。 よって議案第 5 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に議案第 11 号「村道路線の変更について」を議題といたします。当局の説明を求めます。
小野主事	【資料に基づき説明】
菅原(ア)委員長	ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
丹野委員	今回の変更路線については、子育て世代が多い場所ではありますが、安全面についても十分考慮して作ったのか、お聞きしたいです。
小野主事	おっしゃる通りです。住宅が新しくできた所ですので、利便性の向上といった観点からも設置したものになります。
菅原(ア)委員長	他にございませんか。 【なしの声】
菅原(ア)委員長	ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。 討論ございませんか。 【なしの声】

発言者	発言要旨
菅原(ア)委員長	ないようですので、討論を終結し、採決いたします。採決は、挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 11 号「村道路線の変更について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】 全会一致であります。 よって議案第 11 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に議案第 12 号「工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。当局の説明を求めます。
平ノ内主任	【資料に基づき説明】
菅原(ア)委員長	ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
齊藤委員	変更契約の額についてですが、変更の額の上限や割合は決まっていますか。例えば入札の額の何%までは変更できるとか、これ以上になったら再入札しなければならないとか、その辺りの基準や規定はあるのでしょうか。
平ノ内主任	上限は特に定めてないようですので、変更の要素が生じた際には、通常、変更契約で対応することとなります。
	変更の仕方に関しては、請負比率をもとに変更を行う形になります。今回の第 1 工区に関しては請負比率が 96%程度であったと記憶しております。変更する際は改めて設計を行い、それに対して 96%の請負比率をかけて、変更金額を算出するといった形で計上しております。
丹野委員	今の説明についてはわかりました。今回は水が出てくるというだけで、単純にポンプを持ってきて水を吐き出せばいいわけじゃないですか。今の話だと設計をし直さなきゃいけないということですが、それでも設計をし直す必要があるのですか。
平ノ内主任	水中ポンプ設置、ウェルポンプ設置に関しては、単価が決まっています。

発言者	発言要旨
	今回、水中ポンプの増額が 110 万円程度、ウェルポンプが約 100 万円で、合計で 210 万円程度の増額となっているのですが、水中ポンプに関しては、ほぼ全線で想定より 20cm 高い所から水が出てきていますので、当初想定したよりも大幅に増えております。ウェルポンプに関しても同様に、元々 1 ヶ所当たり 1 日程度で良かったものが、2 日間程度に増えていきます。ウェルポンプは費用が高く、そういった中で再度、必要量を精査し、積算を行い費用を算出する必要がありますので、ご理解いただきたいと思えます。
工藤副委員長	地下水が出ることを想定していたとのことですが、調査したものなのでしょうか。
平ノ内主任	国の補助金を活用し、設計の委託と工事を行っております。国からの内示が 11 月初旬であり、地下水の状況を設計前に予め調査し、設計を組むことが困難でした。落水期のため、通常よりは地下水位が低いだろうという想定で、実際工事をしてみて、状況を判断するといった形をとらざるを得ませんでした。そのためこれまでの工事等の実績を考慮し、設計を実施しております。事前の調査は難しいということでございます。
工藤副委員長	地下水が出ることは想定しているので、ポンプの経費が計上されていると思うのですが、地下水が出なかった場合は、工事費が安くなりますか。
平ノ内主任	はい。その通りです。
菅原(ア)委員長	他に質疑ございませんか。
	【なしの声】
菅原(ア)委員長	ないようですので、討論を終結し、採決いたします。採決は、挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 12 号「工事請負変更契約の締結について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】

発言者	発 言 要 旨
	全会一致であります。 よって議案第 12 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に議案第 13 号「工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。当局の説明を求めます。
平ノ内主任	【資料に基づき説明】
菅原(ア)委員長	ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
丹野委員	工事の関連で出た残土を残土置き場まで運ぶことは理解できますが、均すところまでこの工事でやる必要があるのですか。残土置き場を管理する課がやるべきではないでしょうか。
平ノ内主任	丹野委員がおっしゃることも当然考えられる形だとは思いますが、これまで上下水道、道路工事等で残土が発生した場合は、その工事を発注した課や担当で残土の敷き均しや処分まで行っております。
菅原(ア)委員長	他に質疑ございませんか。
	【なしの声】
菅原(ア)委員長	ないようですので、討論を終結し、採決いたします。採決は、挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 13 号「工事請負変更契約の締結について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	【全員挙手】
菅原(ア)委員長	全会一致であります。 よって議案第 13 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。 次に議案第 16 号「令和 5 年度大湊村一般会計補正予算案」の生活環境課関係部分について、当局の説明を求めます。
佐藤主任	【資料に基づき説明】

発言者	発言要旨
菅原主事 荒関主査 穴戸主事 小野主事	
菅原(ア)委員長	ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
齊藤委員	北の橋の工事について、入札不落の理由について教えてください。
小野主事	積算を行った秋田県建設工業技術センターにも確認してみましたが、今回の工事では、支承という部材が設計費の大部分が占めていて、規模的に受注者が利益を出しにくい状況があり、それによって落札していただけなかったと考えております。入札は7社指名したうち、当日入札したのは1社のみ、その他の事業者に関しては辞退という結果でした。そのため来年度に繰り越して事業を実施したいということになります。
齊藤委員	前回の工事から何年経過しているのですか。また工法は今までと同じですか。
小野主事	前回いつ工事したのかは定かではないですが、令和3年度に行った橋梁点検の中で修繕が必要と判断しましたので、それをもとに今回の工事を行うことになります。
齊藤委員	やるとすれば同じ工法でいいのか、多少金額がかかっても安全なものにしてほしいと思いますので、ぜひ検討してください。
近藤課長	改修工事を行うには、設計等にも時間がかかるため、昨年度は一旦応急処置を行いました。今回が抜本的な改修となります。
丹野委員	当初予算に改修予算が計上されておりますが、そうすると4月以降の工事になると思います。そこで、入札して不落という状況下で、なぜ今補正したのか。すぐ補正できたはずです。どのような過程があったのか教えていただきたい。

発言者	発 言 要 旨
小野主事	入札結果を技術センターに相談した結果、橋梁の補修としてはかなり工事費が少額ということでした。また、予定価格に対して、入札価格に大きな開きがありました。来年度、2 橋梁の修繕を予定しておりますので、繰り越して合わせて契約を結んではとの助言があり、そのため来年度に繰り越す分に関しては、その2つと合わせるような形で工事発注を行いたいと考えていますので、このタイミングで、増額補正をさせていただいて事業を実施したいと考えております。
丹野委員	考え方は理解できますが、なぜ6月や9月の議会で報告や相談できなかったのか教えていただきたい。
近藤課長	状況に関して報告できなかったことは、申し訳ございません。 不落になった件に関して業者に聞いたところ、規模が小さくて利益を出せないということが実態のようです。例えば、塗装に関しては、規模が小さい場合、必要な量も少量ですが、購入は一定単位で行うため無駄が発生するなどして、積算の単価よりも実際は高上りになってしまうということでした。橋梁工事に関しては、様々な下請け業者が関わる必要もあるということで、規模が小さい工事はそういった点でもかかり増しが多く、積算と合わないのが、落札が難しいという状況でした。技術センターと相談した結果、来年度2つ工事を予定しているため、それと合わせてある程度大きな規模で行うことで落札ができるだろうとの回答をいただきましたので、その方向で動いているということになります。 また7月に入札を行ったのですが、7月の豪雨災害で、秋田市では業者の機械類が浸水被害に遭い、さらに復旧に向けた緊急な対応もかなりあり、これらが落ち着くまで発注は難しいだろうということで、こういった判断となりました。
丹野委員	みんな心配していることなので、職員が頑張っているのもわかっているので、検討した際に進捗状況を教えてほしいです。今後の課題として捉えてほしいです。
菅原(ア)委員長	休憩します。(10:16) 再開します。(10:23)
丹野委員	50 ページの8 節の事業費、35 万 3 千円の旅費の減額について、研修が

発言者	発 言 要 旨
菅原主事	行われなかったからですか。 特別旅費は、交通指導隊と防犯指導隊の研修旅行分で、いわき市にて研修旅行を行いました。全員分計上しておりまして、その中で参加できなかった方の特別旅費を引いた額 5 万 3 千円を減額しております。残り 30 万の減額は、交通指導隊と防犯指導隊の街頭指導等の実績によるものです。
菅原(ア)委員長	他にございませんか。 【なしの声】
菅原(ア)委員長	ないようですので質疑を終結し、次に進みたいと思います。 議案第 22 号「令和 5 年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」の生活環境課関係部分の歳入について、当局の説明を求めます。
平ノ内主任	【資料に基づき説明】
菅原(ア)委員長	ただ今、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
工藤副委員長	浄水場の配水池造成工事で補助金が出るという話でしたが、補助率はどの位でしょうか。
平ノ内主任	対象経費の 3 分の 1 になります。今回 3 億 5 千万円程度で、その 3 分の 1 の 1 億 1,900 万円程度を国庫補助の歳入として計上させていただいております。
工藤副委員長	配水池はいつ頃完成予定ですか。
平ノ内主任	完成予定は来年の 1～2 月を見込んでおります。3 月にはかからないように進めていきたいとは考えておりますが、部材等の調達が一部懸念される部分があります。関西で大規模なイベントあるため、それが全国各地に波及して部材の調達ができないといったことも想定されますが、順調にいけば 1 月下旬に完成する予定です。

発言者	発言要旨
菅原(ア)委員長	他にございませんか。 【なしの声】
菅原(ア)委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行いたいと思います。討論ございませんか。 【なしの声】
菅原(ア)委員長	ないようですので、討論を終結し、採決いたします。採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 22 号「令和 5 年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
菅原(ア)委員長	全会一致であります。よって、議案第 22 号は全会一致により可決すべきものと決しました。
菅原(ア)委員長	続いて議案第 23 号「令和 5 年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を求めます。
荒関主査	【資料に基づき説明】
菅原(ア)委員長	ただいま、当局より説明のありましたことについて、質疑及び意見を求めます。質疑ございませんか。
丹野委員	下水道に流しただけ経費負担がかかるということですが、異常気象等の豪雨により不明水が出ると思います。下水管は今のままの状態でもいいのか、もっと工事しなくてはいけないのか、担当者としてどのように考えているのか教えていただきたい。
荒関主査	村ができる対策としては、不明水をどれくらい減らせるかということになると思います。下水の工事は約 10 年間行い、改修に努めてまいりましたが、下水が詰まったという連絡を受けて行った際に見た中で、雨樋がつ

発言者	発言要旨
	いておらず直接桤に雨水が落ちるような造りになっている家もありました。地下水の侵入を防ぐのは限界があり、そういう部分も減らしていけば、不明水というのは少しずつ減っていくのではないかと考えております。ただ各家庭の設備になりますので見つけたからと言って直して下さいというような言い方もできないものと考えております。加えて令和6年度から企業会計が始まりますので、資金に関しても下水道単独で行っていかなければなりません。工事を行うにも、もしお金が足りないということになれば資金繰りからの仕事になります。そのため、そういった面で直すべきところは選んで直していきたいと思います。
菅原(ア)委員長	不明水は以前から懸念事項となっていますが、以前と比べて不明水は減っていますか。
荒関主査	不明水の量についてですが、毎年の気象条件等によって異なりますので、一概に比較はできません。ただ、重要箇所と認識しているマンホールを見に行く機会がありますが、以前よりも滞水が減っていると思う箇所はあります。7月豪雨のような場合は別にして、体感としては、長寿命化計画の工事の効果が出ていると思います。
菅原(ア)委員長	雨樋がついていない家について、家庭のことなので言いにくいのもわかりますが、一言注意喚起等はできないものでしょうか。
荒関主査	下水道の不具合等で伺い、そういったことが確認できた際は、桤に雨水が入り込まないような工夫をお願いしています。
菅原(ア)委員長	他にございませんか。 【なしの声】
菅原(ア)委員長	ないようですので質疑を終結し、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
菅原(ア)委員長	ないようですので、討論を終結し、採決いたします。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。議案第23号「令和5年度大潟

発言者	発 言 要 旨
	村公共下水道事業特別会計補正予算案」について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
菅原(ア)委員長	全会一致であります。 よって、議案第 23 号は全会一致により、可決すべきものと決しました。
菅原(ア)委員長	休憩します。(10:51) 再開します。(11:00)
菅原(ア)委員長	議案第 16 号「令和 5 年度大潟村一般会計補正予算案」のうち、産業振興課、農業委員会の産業部門について、当局の説明を求めます。
佐藤主任 澤井事務局長 菅原主査	【資料に基づき説明】
菅原(ア)委員長	ただいまの説明について質疑を行います。 質疑ございませんか。
川渕委員	カントリーエレベーター公社の精米設備についてですが、補助事業の関係上、輸出用の用途でしか使用できないのでしょうか。
佐藤主任	精米設備に関しては、輸出に限らず使用が出来ます。
丹野委員	玉ねぎ乾燥調整施設電気・燃料等高騰緊急支援事業に関して、農協への補助とのことですが、これまでは農協の決算にて 3,000 万円を組合員に還元できると言われてきたのが、今年度は 5,000 万円と、これまででも類を見ないほどの金額になっているそうです。 そのような経営状況である中で、100 万円の税金を投入するよりも、子育て支援など、幅広く使うべきではないでしょうか。 玉ねぎを村の農産物として、高収益作物の推進をしていくのはわかりますが、まずは自助努力をした上での申請であるならば納得ですが、このままの状態であれば納得できません。

発言者	発 言 要 旨
石川課長	公平、公正の観点から、個人への補助はできないものと思っていましたが、今回の助成はあくまで玉ねぎ生産に関するもので、これを認めてしまうと、次はニンニク、南瓜と、他の作物についても検討していかなければならないと思います。 今回の予算計上に至った経緯と、農協の収益の精査をしたとき、今後の補助をどのように考えているか教えてください。 本事業の経緯から説明いたします。 昨年 12 月の初旬に、農協の組合長、専務、常務が村長へ、玉ねぎ乾燥調整施設部門の経理の中で、光熱費が急激に収益を圧迫しているため助成のお願いに来ておりました。その時の資料の中で、令和 3～5 年の光熱費のシミュレーションを示しており、令和 4 年から令和 5 年にかけては 245 万円程度の光熱費の割り増しが見込まれるということでのお願いでありましたので、その部分について検討しました。 一方、同時期に県の事業で米、麦、大豆類の乾燥調整について、カントリーやライスセンター等の共同利用施設は 1t あたり 1,000 円、30ha を超える個人経営は 1t あたり 600 円の助成を行うという情報を得まして、村としては共同乾燥調整施設という観点から、そこに玉ねぎも対象としてほしいということで県にお願いしたわけですが、汲んでもらえなかったという背景にあります。 そうした中で、先ほどの掛かり増し経費について村でどのような形で支援できるかを検討し、2 分の 1 程度である 100 万円を上限に、予算を計上させていただきました。 最近になって農協の決算見込みが出てきて、余剰金が過去最高レベルに達しているというような情報も入ってきております。 昨日の本会議で村長が、そういった経営状況を勘案しつつ、実際の交付にあたっては検討するというお答えをしましたが、基本的には農協の経営全体に対する支援ではなく、村として産地生産基盤パワーアップ事業で導入した高収益作物の玉ねぎの栽培支援という観点で、今回予算を計上させていただきました。 執行にあたっては状況を精査してうえで、農協と協議をして進めていきたいと思います。 丹野委員 産地生産基盤パワーアップ事業で建設したもののなので、という理屈でいくと、米粉事業や今回のカントリー精米工場も同じ事業で建設したものだ

発言者	発 言 要 旨
	から、同様に支援せざるを得なくなると思います。 単独事業として赤字であるのであれば理解できますが、会社自体は儲かっている中で、産地生産基盤パワーアップ事業という冠があれば2分の1は村で助成してもらえらという前例があると、今後もそういった話になってしまうので、そこも踏まえて今後の課題として検討が必要と思います。 先ほどの県事業についても、個人では30haの線を引かれている以上、農協においても別の手を考えるべきだと思います。その結果が役場へお願いに来た、ということなのかは分かりませんが、そういった点も指導しながら、農協と協議していかないと、今後禍根を残すようなことになってしまいますので、執行にあたってはもう少し検討をお願いいたします。
石川課長	そのとおりであると当局側も感じております。
	悪い前例にならないよう、支援先がどのような経営で、どのような状況なのかをしっかりと精査し、執行してまいります。 ただ、支援をする趣旨については、ご理解をお願いいたします。
川渕委員	関連ですが、農協自体にすごく利益が出ている状況であれば、助成金を出したとしても2割から3割は国税として支払うことになってしまいます。
	事業趣旨は理解できますが、そういうことも踏まえて予算執行にあたっては十分に検討していただきたいと思います。
石川課長	川渕委員のご意見も丹野委員のご意見もとても重要であると考えております。繰り返しになりますが、執行にあたっては農協の決算状況を見た上で、玉ねぎ事業の今後の継続・拡大も勘案しながら検討してまいります。
菅原(ア)委員長	関連ですが、執行にあたっては検討するということですが、今回の補正予算に計上されている以上、検討以前にこのお金は農協へ支援する、という決定であると理解せざるを得ないと思いますが、どうでしょうか。
石川課長	可決いただければ執行できることにはなりますが、この予算を全て執行していくということではなく、実績に応じて、かつその実績には、先程来お話ししている経営状況も勘案させていただいて、農協と協議してまいります。

発言者	発言要旨
工藤副委員長	おおがた旅割プラス事業について、執行率が悪かった理由を説明してください。
菅原主査	1泊2日2食付旅割プラス対象の宿泊費に補助することで、低価格帯のビジネスプランと実質負担額に差がないよう設定しました。これにより、ビジネスプランから旅割プラス対象プランの利用に移行するだろうと考えておりましたが、結果として思うように移行が進まなかったというところです。以前の全員協議会で効果的な事業周知が出来ていないのではとの意見をいただいておりますが、そういったことなども要因の1つと考えております。
工藤副委員長	わかりました。 今回の補正の1,000万円減額で、執行率はどのくらいになるのでしょうか。
菅原主査	3月4日時点では、約80%になる見込みです。
丹野委員	温泉保養センター施設整備事業について、1,521千円の減額ということですが、これは請負差額が出たのか、施設内のポンプはどういった状況でしょうか。
菅原主査	こちらは、全て請負差額によるものです。今回実施したポンプ関連の工事2件については、改修後問題なく稼働しております。また、施設内には様々なポンプがありますが、今のところ施設から不具合などの報告はありません。
丹野委員	施設内のポンプがたくさんあるのであれば、今回のような請差で、もっと修繕はしていけないのでしょうか。
菅原主査	今回予算化されているものは、2年前の11月の段階で改修要望が上がってきたものになります。 丹野委員がおっしゃったような案件は、維持補修費として予算を持っておりますので、突発的な修繕はそちらで対応しております。
丹野委員	今回出た請け差で、たくさんあるポンプの軽微な修繕など、他の予算に

発言者	発 言 要 旨
菅原主査	前倒しで実施することはできないのでしょうか。 予算の執行の観点からは、実施することはできます。 但し、村では壊れるまで使いたいというのが前提にありますので、前倒しで直すというよりは、長寿命化を図り、経費を削減していきたいと考えておりますので、今回不要になった予算は減額としております。
齊藤委員	防災林整備計画策定事業についてですが、村としては防災林に対して長期的にこういった計画を持っているのか、どういうところを目指しているのでしょうか。
今野主事	こちらの事業についてですが、2月29日に検討会を開催いたしました。 その中で決定したものというのはございませんが、大潟村の防災林の方向性を決めていくために、皆さまから意見をいただいた会議となりました。 そこで出た意見では、下刈りのしやすく管理に費用が掛からない樹種の選択、また景観が良いものがいいという意見、また、大潟村の土壌に合ったものでないと、植栽してもすぐに枯れてしまっでは意味がないので、有識者の方や県と相談しながら、慎重に進めて行かなければならないという意見をいただきました。 そういった意見を踏まえ、長期的に判断していきたいと考えております。
石川課長	補足で説明しますと、村では保安林に指定されているのがおよそ360haありまして、大まかには幹線道路沿いになります。その樹木はほとんど枯れており、現在伐採をしてきておりますが、その後の植栽については県営事業で植栽していただいております。 植栽している樹種は、ヤチダモ、ハルニレ、ケヤキなどの3～4種類です。村の土壌で生育が良好であった試験結果に基づくものでありますので、基本的には広葉樹であるこれらの樹種で植栽していきます。 検討委員会の中では、今のポプラのような高木管理とならないように、という意見がありましたので、新たな樹種で植栽しておりますが、特に農地に面した樹高の高さには注意してまいります。 住区内については、昨年度から危険木などの伐採を進めております。今年度が2年目で、8年ぐらいかかる予定ですが、まずは伐採して、その後、

発言者	発 言 要 旨
齊藤委員	住区からの要望も聞きながら植樹が必要なところについては住環境に配慮しながら進めてまいりますが、樹種の選定にまでは至っておりません。 実験的に試験植樹をしていますが、その結果はいつ頃出るのでしょうか。
石川課長	現在試験植樹しているところはございません。ヤチダモ等に決まったのはかなり前に試験した結果に基づくものになります。
丹野委員	関連で、東5丁目のハウス団地脇に植えてある松は、松くい虫抵抗性松でしょうか。また、それは誰かが試験、調査をしているのでしょうか。 もう一点、総合中心地内では樹幹注入もしているという話でしたが、村民から要望があれば、自己負担でも自分で樹幹注入をしてもらえば、コストダウンになるのではないのでしょうか。
今野主事	丹野委員のおっしゃるところにある松は、確かに松くい虫抵抗性松ですが、抵抗性松として村に適しているかどうかの確認は取れていませんが、見る限りでは今のところ被害木はあまり無いように見えますが、最近2～3本枯れている木が出てきてしまっているのも、一概に抵抗性松だから被害に遭っていないのか、または植栽して間もないため、背が高くないので単純に被害に遭っていないだけなのか、まだ判断ができていないところです。 2点目の樹幹注入についてですが、中央住区から村民センターまでの柿の木が植わっているところ松に樹幹注入を実施しております。 これは国庫補助事業を活用して、松くい虫防除対策事業の中で令和元年に実施したのですが、やはり樹幹注入をした松は被害を受けていないと実感できますので、効果があると感じております。 現在、村での松くい虫被害対策は、薬剤散布ができないため伐採を進めていますが、樹幹注入が一番効果がありますので、丹野委員のおっしゃるとおり、今後の予算の付け方など、検討してまいります。
菅原(ア)委員長	他に質疑ございませんか。 【なしの声】

発言者	発言要旨
菅原(ア)委員長	無いようですので、質疑を終結します。
菅原(ア)委員長	休憩します。(12:00) 再開します。(13:30)
菅原(ア)委員長	休憩前に引き続き、討論を行います。討論ございませんか。 【なしの声】
菅原(ア)委員長	それでは討論を終結し、採決を行います。 採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。 議案第 16 号「令和 5 年度大潟村一般会計補正予算案」のうち、当委員会に關係する部分について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
菅原(ア)委員長	全会一致であります。 よって議案第 16 号は全会一致により可決すべきものと決しました。
菅原(ア)委員長	次に、陳情第 2 号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書」を議題といたします。はじめに配付資料の黙読をお願いします。 【資料黙読】
菅原(ア)委員長	よろしいでしょうか。それでは皆さんから意見を求めたいと思います。 ご意見ございませんでしょうか。
工藤副委員長	最低賃金を全国一律にするということですが、秋田県ではまだ 900 円にも満たない状況であります。 賃金が上がることで、中小企業の経営を圧迫するのではないか、ということも考えられますが、そこには支援策も講じてほしいと書かれておりますので、国民としては物価が高騰していることもあり、まずはこれが実現

発言者	発 言 要 旨
丹野委員	してほしいという思いで、陳情には採択したいと思います。 工藤委員の意見に賛成で、このままいけば賃金の高い地域に若い人が流れていって、ますます過疎化が進んでくると思います。 人口を一極集中させないためにも、ぜひとも国の政策として頑張っていたきたいという思いで、これに賛成します。
齊藤委員	地域毎に違うことで、秋田県でもそうですが人口減の要因の一つになると思います。 外国では日本の数倍の賃金がもらえているところもあります。昨今の物価高騰を踏まえ、賃上げは必要であると考えます。
川渕委員	私も賛成です。
菅原(ア)委員長	皆さんから意見が出ましたので、採決いたします。 陳情第2号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
菅原(ア)委員長	全会一致であります。 よって、陳情第2号は、全会一致により、採択すべきものと決しました。
菅原(ア)委員長	採択と決したことにより、最終日の本会議において意見書案を提出する必要があります。意見書案の作成はどのようにしましょうか。 【委員長一任の声】
菅原(ア)委員長	なお、提出にあたっては、提出者は委員長になる私になりますが、賛成者をただ今の採決で挙手された方をお願いしたいと思いますので、ご了承ください。
菅原(ア)委員長	次に、陳情第3号「公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情」を議題といたします。はじめに配付資料

発言者	発言要旨
	の黙読をお願いします。
	【資料黙読】
菅原(ア)委員長	よろしいでしょうか。それでは皆さんから意見を求めたいと思います。 ご意見ございませんでしょうか。
菅原(ア)委員長	休憩します。(13:59) 再開します。(14:09)
工藤副委員長	全国の議会でもこの陳情が出ていると思いますが、まだそれほど広がっていないのには、何か原因があるのではと感じるところです。大潟村の実情を考えてもどうなのかな、というところがあり、制定を目指す前の、話し合いをする段階にあるのではないかと思いますので、私としては不採択としたいと思います。
丹野委員	最低賃金の現状では、今のところ必要ないと思いますので、工藤委員が言われたとおり、不採択に賛成します。
川渕委員	工藤委員に賛成します。
菅原(ア)委員長	皆さんから意見が出ましたので、採決いたします。 陳情第3号「公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情」について、不採択することに賛成の方の挙手を求めます。
	【全員挙手】
菅原(ア)委員長	全会一致であります。 よって、陳情第3号は、全会一致により、不採択すべきものと決しました。
菅原(ア)委員長	次に、陳情第4号「「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画に関する陳情書」を議題といたします。はじめに配付資料の黙読をお願いします。

発言者	発 言 要 旨
菅原(ア)委員長	【資料黙読】 よろしいでしょうか。それでは皆さんから意見を求めたいと思います。 ご意見ございませんでしょうか。
齊藤委員	この件に関しては議会でもいろいろ議論がありましたが、県がこのように決めたからやりなさい、という高圧的な部分を感じて、生産者、消費者の声を本当に聞いているのか、というのが一番問題あるかと思います。 実際、あきたこまちの品種特性と変わらない、食味はむしろ美味しいと言っていますけれども、現場で作ってみて本当にそうなのか確認する必要があると思います。 本来であれば試験的に県内で何カ所かで作って研究をするべきであります。やはりそのやり方に問題があるのではないかと生産者も疑問を持っていますし、何よりファンの消費者は心配されている感じがありますので、私は賛成です。
工藤副委員長	この陳情書を見ると、これまでのあきたこまちが生産できないのはいか、という感じになっていますが、実際には自家採種だったり、県外の種子だったり、従来のあきたこまちは生産できないということではなく、その趣旨についても秋田県知事から検討すると発言していたと思います。 県の初動は説明不足で間違っていたのではと思いますが、私も生産者、消費者にしっかりと早めにこういった情報を流していきます。 カドミウムだけでなく、ヒ素の吸収も抑えられるという話もありますので、私はあきたこまちRへの全面切り替えで、その他、今までのあきたこまちも生産できるという話でありますので、この陳情書は不採択としたいと思います。
丹野委員	この陳情書の内容は、時間的に合っていないところがあったのかと思います。 自家採種でも他県からでも、種子を持ってくれば栽培できますし、希望者は県内でも自家採種して作ってもいい、ということですので、この陳情書は不採択でいいと思います。 ただ、県の姿勢として、もうちょっと丁寧に説明、やり方を検討すべきだったと、県に発言していくべきだと思います。

発言者	発 言 要 旨
川渕委員	カドミウムの問題もありますので、私も不採択でいいと思います。
菅原(ア)委員長	皆さんから意見が出ましたので、採決いたします。 陳情第４号「「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画に関する陳情書」について、不採択することに賛成の方の挙手を求めます。 【挙手多数】
菅原(ア)委員長	挙手多数であります。 よって、陳情第４号は、賛成多数により、不採択すべきものと決しました。
菅原(ア)委員長	次に、要望第１号「要望書（大潟土地改良区）」を議題といたします。 意見などございましたらお願いいたします。
丹野委員	１月の全員協議会でも同じ説明がありましたので、採択でいいと思います。 但し、この風力発電を行うことによって、どれだけのメリットがあるのか、デメリットはあるのか、そういった内容を要望書に書いていただければと思いますので、当局から土地改良区へ伝えていただきたいと思います。
工藤副委員長	丹野委員に賛成です。 今年は風力発電施設についても上がってきておりますが、電気料金も上がってきているということで、これから整備していくという話だと思いますので、これには賛成です。
齊藤委員	基本的には賛成ですが、この風力発電が自然にどういった影響を与えるのか、そこをしっかりと精査しながら進めていただきたいと思います。 こちらには国の補助金も出ると思いますが、風力発電施設を設けることで農家負担が本当に減るのか、むしろ増えることの無いように、しっかりと整理していただきたいと思います。

発言者	発 言 要 旨
川渕委員	私も採択でいいと思います。
菅原(ア)委員長	皆さんから意見が出ましたので、採決いたします。 採決は挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対と見なします。 要望第 1 号「要望書（大潟土地改良区）」について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。 【全員挙手】
菅原(ア)委員長	全会一致であります。 よって、要望第 1 号は、全会一致により、採択すべきものと決しました。
菅原(ア)委員長	以上で当委員会に付託のありました案件は全て終了いたしました。 これで生活産業委員会を閉会いたします。 (閉会 14:25)